



公益社団法人栃木県産業資源循環協会

# 協会だより

〒320-0043  
宇都宮市桜 4-2-2 栃木県立美術館普及分館 3F  
TEL 028-612-8016/FAX 028-612-8017  
<https://www.tochigi-sanpai.or.jp>

Vol.167  
2月号

## 賀詞交歓会を開催しました

1月23日(金)、宇都宮東武ホテルグランデにおいて賀詞交歓会が開催され、会員をはじめ栃木県及び宇都宮市の職員、国会議員、栃木県議会議員、宇都宮市議会議員、関係団体の代表者など多くのご来賓をお迎えし、新年の門出を祝いつつ親睦を図りました。

参加者132名(会員111名、来賓21名)。

冒頭、菊池会長の挨拶では、御臨席の皆様への御礼とともに、再資源化事業等高度化法に基づく施策推進をはじめ、災害廃棄物処理体制の強化、事故防止対策の徹底、人手不足や物価高騰への対応など、業界が抱える諸課題の解決に向けて全力で取り組んでいくとの決意が示されました。

続いて、齋藤県環境森林部長(福田知事挨拶代読)、大沢宇都宮市環境部長(佐藤宇都宮市長挨拶代読)をはじめ、産業・資源循環議員連盟幹事の高橋参議院議員・五十嵐衆議院議員、池田県議会議員長、塚田宇都宮市議会議員長、ならびに協会顧問を代表して佐藤県議会議員より祝辞を賜りました。

その後、協会顧問である中島県議会議員のご発声による乾杯が行われ、懇親会へと移りました。懇親会の途中には福田知事が来場され、改めてご挨拶を賜るなど、会は終始和やかな雰囲気のもと進行しました。会場各所では名刺交換や和やかな歓談が行われ、会員相互の情報交換と親睦が深められました。新年の門出にふさわしい落ち着いた雰囲気の中、有意義な賀詞交歓会となり、盛会裏に終了いたしました。



【挨拶する菊池会長】



【福田知事】



【乾杯のご発声 中島顧問】



【会場風景】

## 第 84 回理事会を開催しました

1月23日(金)、宇都宮東武ホテルグランデにおいて第84回理事会が開催され、理事・監事20名が出席し、諸議題を審議しました。その概要は次のとおりです。

### 【決議・協議事項】

#### 1. 令和8年度各種表彰の推薦

令和8年度各種表彰の推薦候補者が決定しました。また、栃木県産業資源循環協会会長表彰の優良従事者等表彰は、会員から候補者の推薦書を提出していただき、3月に開催する第85回理事会において協議することとなりました。

#### 2. 役員の改選

第84回理事会前に開催した令和7年度第1回役員候補者推薦委員会において、菊池会長が委員長、山口副会長が副委員長に就任したことを報告しました。また、役員候補者推薦委員会において、役員候補者名簿原案を作成し、3月に開催する第85回理事会において協議することとなりました。

### 【報告事項】

#### 1. 賀詞交歓会の開催

この第84回理事会後に開催する次第や参加者等について報告しました。

#### 2. トップセミナーの開催結果

12月1日、宇都宮市の栃木県教育会館において開催した研修会の開催結果について報告しました。

#### 3. 会員の異動

入会や代表者変更等した会員があり、1月12日現在の正会員は202社、賛助会員は23社であることを報告しました。

#### 4. 今後の日程

主な今後の行事予定について報告しました。

#### 5. 協会青年部 活動報告

直近の活動内容及び今後の予定について報告しました。

## － 組織強化の推進について －

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等の事業を通じて生活環境の保全公衆衛生の向上及び資源の効率的活用を図ることにより、県民の福祉の向上に寄与することを目的とした公益法人の団体です。協会会員の増強につきましては、協会事務局等において日頃、入会を勧めているところでありますが、令和8年2月1日現在、正会員202社・賛助会員23社であり各都道府県協会と比較しますと会員数が少ない状況です。会員の拡充は、組織の社会的発言力を強化し業界発展の基礎となります。会員の皆様におかれましても、未加入の処理業者の方へは正会員として、また取引先の排出事業者の方には賛助会員として、御入会頂きますよう勧誘をお願いいたします。

お問い合わせは、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

## － 青年部に入会しませんか －

青年部は、公益社団法人栃木県産業資源循環協会の組織の一員として、協会が実施する事業への参加・協力及び全国産業資源循環連合会青年部協議会等の事業に参加するなど、部員の人材育成に積極的に取り組んでいます。令和8年2月1日現在、28名の部員がおりますが、より多くの方に入会いただき、部員の資質向上と連携強化を図ることにより、貴社におかれましても発展の一助になると考えております。

是非、御入会頂きますようお願いいたします。TEL028-612-8016

## 2026（令和8）年度 許可等講習会の開催日程の公表日等について

### 1. 開催日程の公表

2026（令和8）年3月10日（火）9：00

[https://www.jwnet.or.jp/whatsnew/20260310\\_1.html](https://www.jwnet.or.jp/whatsnew/20260310_1.html)

### 2. 申込受付の開始

- ・産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規、更新）

2026（令和8）年3月24日（火）9：00

- ・特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会

2026（令和8）年3月25日（水）9：00

\* 申込方法は、日本産業廃棄物処理振興センターのホームページから Web 申込のみです。  
郵送による申込はできません。

【実施機関】 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター <https://www.jwnet.or.jp>

## 労働安全衛生に関する研修会を開催します

産業廃棄物処理業における労働安全衛生の向上と現場における労働災害の減少を図るため、労働安全衛生に関する研修会を開催いたします。

今年度は、最近施行された安全衛生に関する法改正への対応として、改正内容の要点や具体的な取組み事例を、写真や映像を用いて分かりやすく解説いたします。また、収集運搬業務における安全対策として、排出事業者や処理施設内での作業時の注意点に加え、一般道路における交通事故防止についても、危険体験を通じて理解を深めていただく内容となっております。日頃の業務における安全意識の一層の向上につながる機会となります。

参加を希望される方は、協会事務局までご連絡ください。TEL028-612-8016

1. 日時 令和8年2月17日（火）13：30～16：00
2. 場所 栃木県教育会館 大会議室（3階） 宇都宮市駒生1-1-6 TEL028-621-7177
3. テーマ 安全衛生の法改正への取組み方と収集運搬の安全対策
4. 講師 二階堂労働安全コンサルタント事務所 二階堂 久 氏
5. 定員 50名
6. 受講料 当協会員 無料、非会員 3,300円

## 産業廃棄物処理業者における産業廃棄物適正処理講習会を開催します

循環型社会の形成とサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行に向けて、産業廃棄物処理業者の果たす役割はますます重要になっています。このため、主として県内の産業廃棄物処理業者を対象として、産業廃棄物の適正処理に関する講習会を開催いたします。

参加を希望される方は、栃木県環境保全公社までお問い合わせください。TEL028-622-7654

1. 日時 令和8年2月18日（水）14：00～（13：30受付開始）
2. 場所 宇都宮市文化会館 小ホール 宇都宮市明保野町7-66 TEL028-636-2121
3. 内容 サーキュラーエコノミーの実現に向けた静脈産業の役割期待（仮）  
講師：TREホールディングス株式会社 経営企画本部 執行役員 副本部長  
リバー株式会社 事業本部 事業統括部 執行役員 部長 山下 勇一郎 氏
4. 定員 400名（先着順）
5. 参加費 無料
6. 後援 一般社団法人栃木県解体工事業協会、一般社団法人栃木県建設業協会  
一般社団法人栃木県産業環境管理協会、公益社団法人栃木県産業資源循環協会  
一般社団法人栃木県設備業協会、一般社団法人栃木県造園建設業協会

## BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



宿題は「欠格要件」からでしたね。それでは、さっそく見ていきましょう。

宿題Q、次のうち、法人である産業廃棄物処理業者Aが欠格要件に該当する場合はどれか。

- (1) 役員がスピード違反で検挙され、反則金1万2,000円を納付した。
- (2) 従業員が自宅で家庭ごみを野焼きし、罰金30万円の刑に処された。
- (3) 役員が女性を侮辱した発言の罪により、拘留20日間の刑に処された。
- (4) 従業員が業務上過失致死の罪により、拘禁5年の刑に処された。
- (5) 役員が浄化槽法に違反し、罰金10万円の刑に処された。

### 【解説】

法人が欠格要件に該当するのは、役員、政令で定める使用人が法で規定する条項に該当する場合であり、従業員が当該条項に該当しても法人は欠格要件に該当するものではない。

なお、役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者である。

また、欠格条項のうち次の条項は混同されやすいので注意が必要である。

法第7条第5項第4号ロ

拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

法第7条第5項第4号ハ

生活環境の保全を目的とする法令、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に違反し又は刑法、暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

正解(5)

これを読んでいて下さる協会関係者で欠格要件に関わる方はいないと思いますが、そういう真面目な業者さんほど、万一に備えて「欠格要件」について知っておきたい、と言う方は多いようです。

解説に「拘禁刑以上の刑」と出てきますが、これは刑法第9条「死刑、拘禁刑、罰金、拘留及び科料を主刑とし」、同第10条「主刑の軽重は、前条に規定する順序による」と規定されていることから、「拘禁刑以上の刑」とは「死刑・拘禁刑」となります。

なお、「拘禁刑」令和7年5月までは「懲役・禁錮」でしたが、刑法等の改正により「拘禁刑」となりました。ただし、これは令和7年6月以降に行われた違反行為に対してであり、5月以前に行われた違反に対しては、「懲役・禁錮」が言い渡されますので、今しばらくは「懲役・禁錮」に処せられる人物は出てくると思われます。

## ～廃棄物処理問題～

「生活環境の保全を目的とする法令」とは、浄化槽法、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（政令第4条の6）がこれになります。

では、続けて欠格要件から。なお、問題は「一般廃棄物」としてはいますが、これは「産業廃棄物」の規定が一般廃棄物の条項を準用していて、さらに複雑になるため、趣旨としてはほとんど同じなので、産業廃棄物処理業許可業者さんは「一般廃棄物」を「産業廃棄物」と読み替えて挑戦してみてください。

Q、一般廃棄物処理業の許可を有している甲社、乙社がある。甲社には役員AとBがいるが、Bは乙社の役員も兼務している。次のうち正しくないのはどれか。

- (1) 役員Aが水質汚濁防止法違反で罰金刑になった場合は、甲社は必ず許可取消となる。
- (2) 役員Aが水質汚濁防止法違反で罰金刑になった場合は、乙社は必ず許可取消となる。
- (3) 役員Aが不法投棄で罰金刑になった場合は、甲社は必ず許可取消となる。
- (4) 役員Aが不法投棄で罰金刑になった場合は、乙社は必ず許可取消となる。
- (5) 役員Aが水質汚濁防止法違反で罰金刑になった場合は、甲社は必ず許可取消となるが、取り消し後Aを役員から外せば、翌日からでも再度許可申請ができる。

### 【解説】

「許可をしてはならない」と規定している条文である法第7条第5項第4号と、「許可を取り消さなければならない」と規定している条文である法第7条の4第1項各号が平成22年に改正された。これにより、廃棄物処理法の重大な違反である法第25条、法第26条、法第27条（他に暴力団対策法等）違反による取り消しでなければ、「連鎖」は起きなくなった。水質汚濁防止法は環境法令であることから役員が罰金以上となると、その役員が所属している法人は許可取消になる（これは連鎖ではない）。平成22年改正まではこれを理由に乙社も取り消し（取り消しを受けた法人甲社の役員Bが法人乙社の役員であるために）となったが、この改正で乙社の取り消しは起きない。

一方、(4)は罰金刑であるが、その違反は法第25条の不法投棄であることから、甲社はもちろん、取り消し法人の兼務役員がいる乙社も取り消しを受ける。

(5)は、平成22年改正により重罰以外は連鎖が起きない改正を行ったことから、条文の規定上このとおりの運用となることが環境省ホームページのQ&Aにも示されている。

正解(2)

欠格要件の「連鎖」については、平成15年の「<sup>きそく</sup>羈束取消」規定の制定から課題となり、前述解説のとおり、平成22年改正でこの課題を解消しました。そのおかげで、条文はますます複雑怪奇になったのですが。( ; ^ \_ ^ )A

宿題Qは処理施設設置許可の欠格要件を取り上げてみました。

### 宿題Q



次のうち、A社の役員Bが不法投棄により罰金刑を受けたことにより、欠格要件該当になり、A社の産業廃棄物処理施設の設置許可が取り消された施設について、誤っているものはどれか。

- (1) A社の役員Bが退任し、A社が改めて設置許可申請をし、許可の基準に適合していれば許可される。
- (2) A社の役員Bが退任せず、A社が改めて設置許可申請をした場合、不許可処分になる。
- (3) 別会社C社がこの施設を買い取り、C社が設置許可申請をし、許可の基準に適合していれば許可される。
- (4) 別会社C社がこの施設を役員Bが退任していないA社から使用権原を付与され、C社が設置許可申請をした場合、不許可処分になる。
- (5) 別会社C社がこの施設を役員Bが退任したA社から使用権原を付与され、C社が設置許可申請をした場合、許可の基準に適合していれば許可される。

# ワンポイント 安全衛生

二階堂労働安全コンサルタント事務所

CSP労働安全コンサルタント 二階堂 久



## 「貨物自動車等の逸走による労働災害の防止

令和8年1月、神奈川県川崎市で空き缶・ペットボトル収集車による自走に伴う死亡災害が発生しました。報道発表の概要は下記のとおりです。

委託業者の空き缶・ペットボトル収集車による自走に伴う死亡事故の発生について《抜粋》

令和8年1月9日

川崎市（環境局）報道発表資料

1 発生日時 令和8年1月9日（金）午前9時11分頃

### 3 事故の概要

当該事故発生場所付近の集積所で、空き缶・ペットボトルを収集するため、運転手が降車し収集作業を行うところ、坂道で歯止めをかけていない状況だったため、無人の状態で中型収集車（4トン車）が後退し、止めようとした運転手が当該車両の前後輪に轢かれ、当該車両はその後、後退した先の民家の外壁及び駐車されていた乗用車に衝突し、停車しました。運転手は病院に救急搬送されましたが、病院で死亡が確認されました。

（イメージ図）



### 5 事故の原因

サイドブレーキが不完全な状態であったこと、歯止めをしていなかったこと、後退した収集車を運転手が手で止めようとしたことが原因と考えられます。

### 7 再発防止について

本市の委託業務マニュアルにおいて、傾斜地での作業は原則として運転手は降車せず、降車する必要があるときは、作業員が歯止めをかけるよう指導してきたところです。

川崎市環境局収集計画課によると、委託業務マニュアルにおいて、  
〔傾斜地での作業〕**運転者＝運転席に乗車したまま**  
**作業員＝歯止め（車輪止め）を設置**  
と定めてあるとの事でした。

運転者は自ら止めようとして、4トン車であったため止まらず、前後輪（後輪及び前輪）に轢かれ、死亡災害となりました。



～ワンポイント安全衛生～

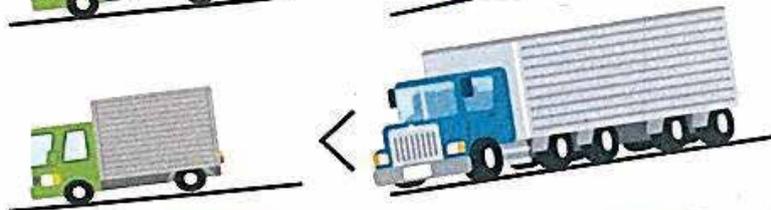
時を前後して、神奈川県労働局では、令和7年に貨物自動車を用いた配送、荷積み作業時における貨物自動車の逸走による死亡災害が3件（4人）発生したことから、「貨物自動車等の逸走による死亡災害を防止しましょう」のリーフレットを作成していました。抜粋して紹介します。

貨物自動車等の逸走による労働災害を防止するために

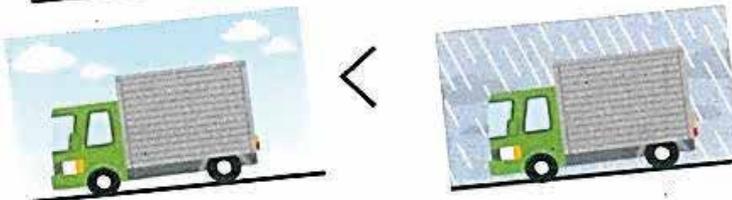
1 配送や荷の取扱いのため貨物自動車等を駐車するときは可能な限り平坦な場所で行うこと。特に雨や雪の日、地面がグレーチングや敷鉄板の上等すべりやすい場所の駐車は避けること。



同じ車両であれば、傾斜が大きい方が、逸走しやすくなります



同じ傾斜であれば、重量が大きい方が、逸走しやすくなります



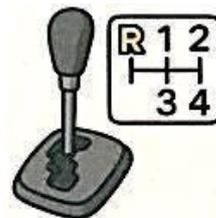
晴れの日と雨の日では、雨の日が逸走しやすくなります



サイドブレーキは最大に！



AT車はPレンジに、MT車は1（運転席が上向きの時）又はRレンジ（運転席が下向きの時）に確実に入れる！



輪留めは両側に！



荷積み等の際に車輪が浮き上がる危険性があるので過信は禁物！



あらかじめ壁又は側溝がある側にハンドルを切っておけば、万一逸走しても、被害は最小限で済みます（壁に当たったり、側溝にはまって止まる可能性が高い）



逸走防止をたしかめたん！

〔参考資料〕

- ・「報道発表資料」（川崎市環境局）
- ・「貨物自動車等の逸走による労働災害の防止」（神奈川県労働局）

CSP労働安全コンサルタント（Certified Safety Professional Consultant）とは、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会より継続的に研鑽を積んでいると認定され称号使用を許可された者



## 佐藤泉法律事務所

LAW OFFICE OF IZUMI SATO

代表者：弁護士 佐藤 泉

〒104 - 0061 東京都中央区銀座1丁目16-6 鈴常ビル4階

TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 <http://satoizumilaw.com>

Column

コラム

### ○リチウムイオン電池総合対策パッケージ

2025年12月23日、関係省庁が連携し、火災等の原因となっているリチウムイオン電池について総合対策パッケージを取りまとめました。

リチウムイオン電池は、携帯電話だけではなく、多くの家電製品や電子タバコなどに含まれています。しかし、使用時及び廃棄時の注意事項が徹底されていません。資源有効利用促進法では、製造者等が自主的な回収・リサイクルを実施することになってはいますが、消費者には分かりにくい状態です。そこで、関係当事者が連携して、安全対策を進めることが急務です。

[https://lithium.env.go.jp/recycle/waste/lithium\\_1/pdf/04\\_taisaku\\_file.pdf](https://lithium.env.go.jp/recycle/waste/lithium_1/pdf/04_taisaku_file.pdf)

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和8年1月26日掲載)

### ○廃棄物処理委託契約記載事項追加・PRTR法

2026年1月1日から、廃棄物処理委託契約書に記載すべき事項として、PRTR法対象物質含有情報が加わりました。

ポイントは、以下のとおりです。

1. 収集運搬・処分の両方の委託契約書に記載する必要があります。
  2. 既存の契約については、更新時まで適用が猶予されますが、自動更新を含むので、更新時を確認して個別対応するのは困難でしょう。一斉に対応の方が楽だと思います。適正処理に必要な情報の提供なので、既存の契約については排出者からの書面の通知を契約書に添付すれば足り、再契約や覚書は不要と思います。
  3. 記載義務は、PRTR届出対象事業者の該当事業所から排出される対象物質に限定されています。既に排出事業者がPRTR法で把握している範囲ですから、新たな分析は必要ないでしょう。対象事業者以外の排出事業者は、既存の契約について特に新たな対応は不要です。
  4. 新規契約のひな形には、新たな記載事項を追記する必要があります。例えば「PRTR法対象物質含有情報提供義務がある場合はその内容」など、簡易な記載方法でもよいと思います。
- 環境省から下記の関連通知が発出されていますので、ご参照ください。

<https://www.env.go.jp/content/000339010.pdf>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和8年1月19日掲載)

### ○COP30(国連気候変動枠組条約第30回締約国会議)

ブラジル・ベレンにて、2025年11月10日から同年11月22日COP30が開催され、日本からは石原宏高環境大臣らが参加しました。

米国は参加せず、会場で火災が発生するなどのハプニングもありました。温暖化対策の必要性については一致しているものの、各国がどのように進めるか、自主的努力に頼っている現状では、なかなか打開策がみつかりません。気候変動への対策資金をどうするかも課題です。農作物への影響、洪水、浸水などの被害緩和についても、国際的な協調が求められています。米国の関税政策により、貿易摩擦が高まっていることも、国際協調を難しくしています。カバー決定(グローバル・ムチラオ決定)が採択されましたが、前途多難な状況だと思います。

<https://www.env.go.jp/content/000356042.pdf>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和8年1月13日掲載)

## ～会社訪問～

《会社訪問》 今回は、賛助会員の **一般財団法人栃木県環境技術協会** を訪問しました。

### 1 会社概要

会社名 一般財団法人栃木県環境技術協会 理事長 横倉正一  
栃木県地球温暖化防止活動推進センター  
所在地 栃木県宇都宮市下岡本町2-1-45-13  
電話 028-673-9080 FAX 028-673-9084  
ホームページ <http://tochikankyuu.com>  
<https://www.tochieco.jp>  
設立 昭和47年8月 従業員 40名



### 2 主な事業登録

音圧レベルに係る計量証明事業（栃木県 第171号）  
濃度に係る計量証明事業（栃木県 第172号）  
振動加速度レベルに係る計量証明事業（栃木県 第0191号）  
濃度計に係る計量機修理事業（栃木県 第310001-05号）  
作業環境測定機関（栃木労働基準局 第9-2号）  
建築物空気環境測定業（宇都宮市22年空第10-1号）  
建築物飲料水水質検査業（宇都宮市22年水 第11-1号）  
浄化槽保守点検業（栃木県第261号）  
水道法第20条厚生労働大臣登録水質検査機関（第161号）  
温泉法登録分析機関（20 栃薬第1号）  
栃木県地球温暖化防止活動推進センター（栃木県指令環政 第84号）  
とちぎ女性活躍応援団（令和7年会員登録）

### 3 事業概要・施設概要

○地球温暖化防止業務 ～地球規模の環境保全のために～

地球温暖化対策に関する普及啓発をおこなうことにより、地球温暖化防止に寄与する活動の推進を図っています。栃木県では唯一の指定機関です。

○分析・測定・調査事業 ～身近な環境保全のために～

豊富な分析測定機器を所有し、優秀な人材と豊富な経験を持ち合わせた技術者により、あらゆる分析・測定・調査に対応でき、お客様のニーズにお応えします。



最新の分析機器



分析



うちエコ診断

※画像は一部修正しております

### 4 会社から一言

「安心な環境をお守りする」を理念に、地球温暖化を防ぐための取り組みを日々進めています。

また、私たち一般財団法人栃木県環境技術協会は、お客様との信頼を築き、つながりを大切に、常に品質向上を意識しながら、業務に励んでおります。

水質分析、ばい煙測定、騒音・振動測定、悪臭測定、作業環境測定等、環境保全に関する各種調査など、確かな技術と経験をぜひご活用ください。

#### 《会社のPRをしませんか》

「会社訪問」のページに掲載していただける会員の方を募集しております。情報発信のツールとして、御活用ください。詳細につきましては、協会まで御連絡ください。TEL028-612-8016

こんな時、どうするの？ ペットの移動式火葬

今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。



(質問者 1)

当社は、ペットの飼い主宅を訪問し、ペットの火葬を行う事業を考えています。最近では、ペットを単に愛玩動物としてではなく、家族の一員ととらえている方が多く、移動式の火葬施設を考えております。火葬で残った骨は飼い主に戻しますが、灰が少々残りますのでその処分を考えています。この場合、灰は事業活動に伴い発生した燃え殻、つまり産業廃棄物として処分することを考えていますが、燃え殻を処分できる業者を紹介してください。

(協会 1)

ペットは、民法の規定では、動物は人間ではないため、基本的には「物（財産）」として扱われているようで、ペットは飼い主の所有物とみなされ、ペットが傷つけられた場合は器物損壊と言うことになるようです。

ペットは家族の一員と言う感情を除外した場合、廃棄物処理法では、家庭で飼われているペットが死んで不要になった物は、一般廃棄物に該当し、市町が処理することになり、焼却した灰も一般廃棄物を処理して発生した灰も一般廃棄物と言うことになります。

確かに最近ではペットを家族の一員と考えている方も多いようですが、ペットを飼っているすべての方が同じ感情であることはないと思います。火葬した骨は飼い主に戻すということですが、火葬を依頼した方が皆受け取るとは限らないと思います。火葬はしたけど骨も含めて処分して欲しいという方もいると思われます。この場合、ペットが死んでしまった時点で不要物と言うことになるのではないかと思います。

いずれにいたしましても、ペットの火葬行為は一般廃棄物の処理に該当すると思いますので、移動式のペットの火葬を考えている市町に、ペットの火葬が一般廃棄物の焼却に該当するか否かを確認してください。

**廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！**

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等の際に、支援、助言等を行う事業を実施しております。

詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- 処理業を継続するには人手不足のため、誰か事業を承継してくれないか。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設、更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間11万円。（当協会の正会員及び賛助会員は5.5万円）
- ※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。

# サーキュラーエコノミー 動静脈連携マッチングセミナー

～サーキュラーエコノミー(循環経済)への移行に向けて～



共催： 栃木県



公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

国際的な資源需要の拡大と、地政学的リスクの高まりによる資源制約や気候変動などの環境制約から、サーキュラーエコノミー（以下、CE）への移行が国家戦略と位置付けられました。本セミナーでは、栃木県内の製造業者（動脈産業）、廃棄物処理業を含む再資源化事業者（静脈産業）が、資源循環を考えるきっかけや手がかりとなるよう、動静脈間での意見交換を実施します。

今後、さらに加速度的に事業環境が変化していく中で、CE移行に積極的に参加いただく機会として、是非、ご参加ください。

## プログラム

- 開催日時：令和8年2月20日(金)13:30～16:50(13:00開場)
- 開催場所：栃木県庁 東館 4階講堂(栃木県宇都宮市塙田1-1-20)
- 対象循環資源：建設廃棄物、廃プラスチック

時間	テーマ、項目、内容等
13:30	【開会挨拶】 栃木県 環境森林部 資源循環推進課
13:35～13:55	【基調講演】 サーキュラーエコノミーと産廃財団の地域支援方策について (公財) 産業廃棄物処理事業振興財団 常務理事 山越 厚志 氏
13:55～14:20	【事例紹介】 埼玉県での動静脈連携の取組と具体例 埼玉県 環境科学国際センター 川崎 幹生 氏
14:20～15:00	【情報提供<動脈側2社(予定)>】 再生材利用状況や再生材に代替できる部材等について
15:00～15:40	【情報提供<静脈側2社(予定)>】 資源化状況や資源化の可能性のある廃棄物等について
15:40～15:50	休憩
15:50～16:50	【グループディスカッション】
16:50	【閉会挨拶】 栃木県 環境森林部 資源循環推進課

※現時点でのプログラム案になりますので、変更となる場合があります。

## 定員・お申し込み方法

**先着40名(定員に達し次第終了)**

申込締切：2月5日(木)まで ※動脈企業・静脈企業 各20名程度

お申し込みは右の二次元コードまたは下記URLから  
<https://forms.office.com/r/v2aG8meCGp>



参加費  
無料

事前申込制

※令和8年1月1日～募集開始

## お問い合わせ先

栃木県 環境森林部 資源循環推進課(担当：佐藤、後藤)

TEL:028-623-3228 E-mail:puragomizero@pref.tochigi.lg.jp

栃木県及び宇都宮市では、令和7年度（令和6年度実績分）から産業廃棄物処分業実績報告が新様式（簡素化）※となりました。

※様式はホームページから取得できます。旧様式でご提出の場合は新様式で再提出をお願いしています。

## 産業廃棄物処分業者の皆様へ

### ～令和7年度の産業廃棄物処分業の実績報告をお願いします～

#### 【対象者】

産業廃棄物処分業（中間処理・最終処分）又は特別管理産業廃棄物処分業（同）許可業者  
 ※令和7年度途中で許可を受けた、または許可を失った（廃業等）業者も対象となります。  
 ※産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物収集運搬業のみの許可業者の報告は不要です。

#### 【報告書類】

- ・ 様式第1号：報告添書 ※全許可業者（実績がない場合でも提出が必要です）
- ・ 様式第2号：産業廃棄物処分業実績報告  
 （産業廃棄物処分業者であって、令和7年度に処分実績がある場合に提出）
- ・ 様式第3号：特別管理産業廃棄物処分業実績報告  
 （特別管理産業廃棄物処分業者であって、令和7年度に処分実績がある場合に提出）

#### 【報告先】

栃木県許可業者：栃木県（資源循環推進課）※原則電子申請（郵送・メール・窓口持参可）  
 宇都宮市許可業者：宇都宮市（廃棄物政策課）郵送またはメール

#### 【報告期間】

令和8年4月1日（水）～令和8年6月30日（火）まで

#### 【留意点】

令和7年度中に処分受託した分と、中間処理後に処分委託・再生等した分が報告対象です。  
 ※自社処分、中間処理後保管中のものや令和8年度に入ってから売却・埋立て等した分は除きます。

#### 《記載例》（様式第1号）報告添書

黄色の枠内に必要事項を入力してください。  
 特記事項は赤枠の通りです。

(様式第1号) 令和 8 年 4 月 1 日

栃木県知事 福田 富一 様

住所（法人所在地）  
 栃木県宇都宮市埴田1-1-20  
 （法人名称）  
 株式会社栃木太郎  
 （法人代表者氏名）  
 氏名 代表取締役 栃木 太郎

押印  
不要

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業の実績報告（令和7年度）について  
 このことについて、次のとおり報告します。

許可の種類	許可番号	処分実績	添付書類
産業廃棄物処分業	00920969999	あり	(様式第2号) 産業廃棄物処分業実績報告
特別管理産業廃棄物処分業	00970969999	なし	

担当者連絡先

部署	資源循環推進課企画推進担当	氏名	栃木 花子
TEL	028-623-3228	FAX	028-623-3113
E-mail	suzakomiso@pref.tochigi.lg.jp		

○許可番号  
 取得している許可の区分に応じて記入してください。  
 （許可がないものは記入不要）

○処分実績  
 取得している許可の区分に応じて「あり」又は「なし」を選択してください。

○添付書類  
 許可番号と処分実績の記入内容に応じて提出が必要な書類が表示されますので、ご確認ください。

《記載例》（様式第2号）産業廃棄物処分業実績報告（※様式第3号も同様にご記入ください）

<p><b>【A表】処分受託の実績</b> 「受入産業廃棄物の種類」「排出元都道府県」「処分方法」の区分毎に集計した「処分量」を入力ください。 ※処分量以外は選択（手入力不可）します</p>	<p><b>【B表】中間処理後の処分・再生利用等の実績</b> 「中間処理後物の種類」「処理の方法」「委託先都道府県」の区分毎に集計した「委託量等」を入力。※中間処理後物の種類は手入力も可</p>
---	--

▲ A表・B表間のデータを関連付ける必要はありません ▲

各表とも上段行から詰めて記入してください。

(様式第2号) 産業廃棄物処分業実績報告 (令和7年度)

許可番号: 0092099999  
株式会社栃木太郎

【A表】処分受託の実績				【B表】中間処理後物の処分・再生利用等の実績			
受入産業廃棄物の種類	排出元都道府県	処分方法	処分量	中間処理後物の種類	処理の方法	委託先都道府県	委託量等
紙くず、コップ・くず及び陶磁器くず	神奈川県	埋立処分(安定型)	400.00	RC材	売却(再生利用)	栃木県	800.00
ガラスくず、コップ・くず及び陶磁器くず	埼玉県	中間処理	100.00	RC材	売却(再生利用)	茨城県	50.00
がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)	栃木県	埋立処分(安定型)	500.00	混合廃棄物	埋立処分(管理型)	栃木県	5.00
がれき類	埼玉県	中間処理	000.00	金属くず	売却(再生利用)	栃木県	5.00

○許可番号、事業者名等  
様式第1号から自動で記入されます。

○排出元都道府県  
該当するものを選択してください。

○量及び単位  
t 又はm単位とし、小数点第2位までの量を記載してください。  
単位は該当する方を選択してください。

○受入産業廃棄物の種類  
該当するものを選択してください。  
選択肢は「報告書の記載及び提出上等の留意事項 表1 産業廃棄物の種類」とおなじです。

○中間処理後物の種類  
廃棄物の場合は、該当するものを選択してください。混合廃棄物の場合は「混合廃棄物」の記入も可能です。  
再生利用の場合は、販売商品の種類等を記入してください。

○委託先都道府県  
該当するものを選択してください。  
売却の場合は、販売先(販売支店・営業所(なければ本店))の所在地を記載してください。

○処分方法  
該当するものを選択してください。  
選択肢は「中間処理」「埋立処分(安定型)」「埋立処分(管理型)」「埋立処分(遮断型)」の4種です。

○処理の方法  
該当するものを選択してください。  
選択肢は「中間処理」「埋立処分(安定型)」「埋立処分(管理型)」「埋立処分(遮断型)」「売却(再生利用)」の5種です。保管の場合は記入不要です。

産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者の皆様には、令和8年2月下旬頃に処分実績の報告について依頼文書をメール又は郵送させていただきますので、ご協力をお願い致します。ご不明な点等ございましたら、以下担当までお問い合わせください。

(問い合わせ先)

○栃木県 環境森林部 資源循環推進課 企画推進担当

TEL : 028-623-3228

Email : [puragomizero@pref.tochigi.lg.jp](mailto:puragomizero@pref.tochigi.lg.jp)

○宇都宮市 環境部 廃棄物政策課 審査指導グループ

TEL : 028-632-2928

Email : [u0713@city.utsunomiya.tochigi.jp](mailto:u0713@city.utsunomiya.tochigi.jp)



ぶんべつくん

国の重点支援地方交付金活用事業

栃木県内の中小企業・小規模事業者のみなさまへ

# とちぎで 賃上げを行う事業者を 応援します!



※補助率:1/2

とちぎ賃上げ環境整備促進補助金

補助額  
最大

200万円

申請期間 令和8(2026)年 3月3日(火)まで

こんな取り組みをお考えの方に!



業務を  
効率化・省力化  
したい



従業員が  
働きやすい  
職場環境を  
整えたい



賃上げを  
きっかけに  
設備投資を  
考えている

補助金の  
ポイント

- ✓ 賃上げを行った事業者が対象（詳細規定あり）
- ✓ 生産性向上・職場環境改善の設備投資を支援
- ✓ 幅広い設備・環境整備が補助対象

🔍 詳しい要件・申請方法は裏面  
及び県ホームページをご確認ください

栃木県公式  
ホームページ  
詳細は  
こちら



栃木県産業労働観光部労働政策課

# とちぎ賃上げ環境整備促進補助金 補助金の概要・申請について

申請にあたっては、必ず県ホームページや交付要領をご確認ください。※下記QRコードから県HPへ

## ■概要

一定の賃金上げを条件として、生産性向上や労働環境改善に資する設備導入等に要した経費に対し、補助金を支給します。

## ■対象者

栃木県内に事業所を有する中小企業者等

## ■支給要件(主な条件) ※以下のすべてを満たす必要があります。

- 【1】令和7(2025)年10月1日以降に  
**事業場内最低賃金を50円以上上げている**こと。
- 【2】賃金上げ前の事業場内最低賃金が  
**1,119円～1,500円の範囲である**こと。  
(栃木県最低賃金:1,068円)

## ■補助率・補助限度額

- ✓補助率:2分の1
- ✓補助限度額:最大200万円

## ■補助対象となる経費

### 生産性向上に資する設備投資

- ✓業務の自動化・省力化のための設備
- ✓省エネルギー化を目的とした設備 など

具体例

- POSレジシステム導入
- リフト付き特殊車両の導入
- 国家資格者による業務フローの見直し

### 労働環境改善に資する設備投資

- ✓仕事と家庭を両立しやすくする環境整備
- ✓シニアや障がい者が作業しやすい職場環境整備 など

具体例

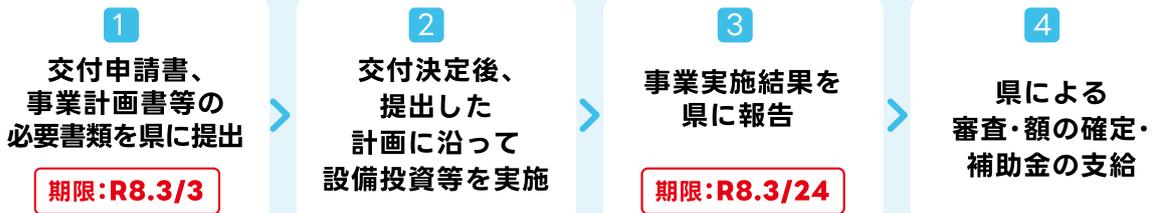
- キッズルームの設置
- 段差のスロープ化
- 床の防滑加工

## ■支援対象事業者のイメージ

賃金上げ前の 事業場内最低賃金が <b>1,501円～</b>	>	対象外
賃金上げ前の 事業場内最低賃金が <b>1,500円</b>   <b>1,119円</b>	>	<b>とちぎ賃上げ 環境整備促進補助金 支援対象</b>
賃金上げ前の 事業場内最低賃金が <b>1,118円</b> (最低賃金+50円)   <b>1,068円</b>	>	業務改善助成金 (厚生労働省) 支援対象

## 申請から交付までの流れ(電子システムまたは郵送にて申請)

### ■申請期間 令和8(2026)年3月3日(火)まで



※支給までの期間は、申請書類の不備等の状況や申請状況によって、  
期間を要する場合がありますので予めご了承ください。  
※予算がなくなり次第、終了します。

申請  
お問い合わせ

栃木県産業労働観光部労働政策課  
労働経済・福祉担当

〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20

TEL:028-623-3217

✉ rousei@pref.tochigi.lg.jp

●受付時間:9:00～17:00(土日祝・年末年始を除く)

申請前に必ずご確認ください

詳細・申請様式は  
こちら

栃木県公式ホームページ

とちぎ 賃上げ 補助金



ボランティアで清掃活動をしている皆さま

もりさとかわうみ  
**栃木の森里川湖清掃活動等ポータルサイトに  
皆さまの清掃活動を登録しませんか？**

栃木の森里川湖清掃活動等ポータルサイトは



ごみ拾いなどの清掃活動の取組の輪を広げたい！

そして、栃木の森里川湖から海洋に流出するプラごみゼロ！

という目的で始まった栃木県のホームページです。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/eco/haikibutsu/jyunkan/seisoukatudoutourokuseido.html>

清掃活動の輪を広げるため、  
皆さまのご協力が必要です！  
この機会に、ぜひ、登録をお願いします。



①掲載団体になるには

活動の頻度、内容、ひとことPR等を記載した「掲載申請書\*」を提出してください。

②清掃活動を実施したら

拾ったごみの量、参加者の声等を記載した「活動報告書\*」を提出してください。

\*「掲載申請書」「活動報告書」の様式は、県ホームページにございます。

※.....※ 掲載団体（R8年1月末日現在） ※.....※

足利の山クリーンハイク/市貝ジュニアリーダーズクラブ/宇都宮海さくら/宇高同窓会若草会/宇都宮市河川課/宇都宮大学環境改善サポーターECHO/海と日本プロジェクト in 栃木県/株式会社大岩建設/奥日光清流清湖保全協議会/小山地区交通安全協会 桑支部/上稲葉・自然を守る会/サンエコサマル株式会社/塩原温泉観光協会/下川俣町地区自治会/杉の並木守(日光杉並木街道保護ボランティア)/鈴運メンテック株式会社/株式会社セルクリーンセンター/株式会社ダイセキ 関東事業所/中興化成工業株式会社 宇都宮工場/中禅寺湖クリーンプロジェクト/電気興業株式会社 鹿沼工場/栃木県/公益社団法人栃木県産業資源循環協会 青年部/栃木県自然公園美化推進協議会那須支部/栃木県なかがわ水遊園(公益財団法人栃木県農業振興公社)/非営利活動法人とちぎ生涯学習研究会/非営利活動法人とちぎボランティアネットワーク/利根川上流河川利用者協議会/那珂川をきれいにする会/仲田総業株式会社/那須塩原市立塩原小中学校/日光市シルバー人材センター/日産自動車栃木工場/日産自動車工長会 栃木地区/日本サーファクタント工業株式会社/日本山岳会 栃木支部/日本たばこ産業株式会社北関東工場/日本たばこ産業株式会社栃木支社/日本たばこ産業株式会社たばこ研究所/ノルディスクファーマ株式会社 SustainaBULL 部/ハートランドまちづくり隊/ふれあいの森伊勢崎/株式会社ボンパック栃木工場/株式会社八幡/株式会社リ・プラ/渡辺産業株式会社 ※50音順、敬称略 栃木の環境美化県民運動へのご協力感謝申し上げます。



お問い合わせ・申請書等提出先

栃木県 環境森林部 資源循環推進課 企画推進担当  
〒320-8501 宇都宮市埜田 1-1-20  
電話番号 028-623-3228 FAX 028-623-3113  
E-mail puragomizero@pref.tochigi.lg.jp



栃木県内のまつり・イベント情報（2月～3月）



日時	名称	市町名	場所(集合場所)	問い合わせ	TEL
2月1日(日)～3月3日(火) ※開催時間は施設により異なります。	鬼怒川温泉 きぬ姫まつり	日光市	■鬼怒川・川治温泉観光情報センター会場 ■鬼怒川温泉 参加のホテル・旅館	(一社)日光市観光協会	0288-22-1525
2月7日(土)～3月2日(月) 9:00～16:30(受付は15:45まで) ※期間中、毎週火曜日は休園	桃の節句 つるし雛・雛飾り	日光市	日光田母沢御用邸記念公園 研修ホール	日光田母沢御用邸記念公園	0288-53-6767
2月7日(土)～3月3日(火) ※展示日と時間は、展示場所によって異なります。	第17回 鹿沼おひな様めぐり	鹿沼市	屋台のまち中央公園・鹿沼市中心市街地ほか※屋台のまち中央公園の休園日: 月曜日(祝日を除く)・祝日の翌日	(一社)鹿沼市観光協会(屋台のまち中央公園内)	0289-60-6070
2月7日(土)～3月8日(日)	第23回 氏家雛めぐり	さくら市	JR氏家駅・氏家地区商店街・周辺の個人宅・公共施設(さくら市氏家)	氏家雛めぐり実行委員会 専用スマホ	080-5125-1717
2月7日(土)～3月15日(日)	第10回 塩原のんびり湯つくり雛めぐり	那須塩原市	那須塩原市塩原地区	塩原温泉観光協会	0287-32-4000
2月11日(水・祝)10:00～18:30	今市花市	日光市	JR今市駅前通り	今市花市実行委員会(日光商工会議所内)	0288-30-1171
2月11日(水・祝)10:30～13:00	第22回全日本しもつかれコンテスト	日光市	JR今市駅前通り・今市図書館前通り	日光商工会議所女性会	0288-30-1171
2月20日(金)～24日(火) 9:30～17:00(最終入場16:30)	日光街道今市宿 牡丹室内庭園	日光市	道の駅日光 日光街道ニコニコ本陣 ニコニコホール	(一社)日光市観光協会	0288-22-1525
2月22日(日)・23日(月・祝) 9:00～16:00	那須冬市-NASU WINTER MARKET 2026-	那須町	GOOD NEWS NEIGHBORS(栃木県那須郡那須町高久乙24-1)	GOOD NEWS	0287-73-8931
2月23日(月・祝)	大田原藩主墓前祭・大田原光真寺地蔵尊春大祭	大田原市	光真寺(大田原市山の手2-11-14)	光真寺	0287-22-2033
2月28日(土)～3月1日(日)	アウトドアデイズ in 日光	日光市	奥日光湯元温泉地内	(一社)日光市観光協会	0288-22-1525
3月1日(日)10:00～	御田植祭	足利市	御厨神社(栃木県足利市福富町2018)	御厨神社(小堀宮司宅)	0284-71-0739
3月7日(土)10:00～15:00	ナスワンフェス with NASUの食マルシェ	那須町	余笹川ふれあい公園特設会場(栃木県那須郡那須町寺子乙2566-28)	(一社)那須町観光協会	0287-76-2619
3月8日(日)	梵天祭	高根沢町	加茂神社(栃木県塩谷郡高根沢町桑窪1521)	高根沢町観光協会	028-675-8104
3月14日(土)～15日(日)	一瓶塚(いっぺいづか)稲荷神社 初午祭(はつうまつり)	佐野市	一瓶塚(いっぺいづか)稲荷神社(栃木県佐野市田沼町1404)	田沼初午祭交通安全実行委員会(高際)	080-5379-5093
3月14日(土)～3月22日(日) 9:30～16:00(最終受付は15:00まで)	足尾銅山写真展	日光市	足尾銅山記念館の研修室(多目的ホール)(栃木県日光市足尾町掛水2281-1)	足尾銅山記念館	0288-25-3800

※内容の詳細は、各問い合わせ先にお問い合わせください。

## 会員へのメール配信サービスを始めました。是非ご活用ください！

当協会では、行政や関係団体からの法改正や各種研修会の案内等をホームページや郵送等により情報提供を行っておりますが、より早く情報を届けるため、新たな情報発信のツールとして、電子メールでの配信も並行して行っております。

つきましては、電子メールでの配信を希望される会員は、次の内容を入力して当協会宛にメールくださいますようお願いいたします。

### 《登録方法のご案内》

■送信先：協会 e-mail [info@tochigi-sanpai.or.jp](mailto:info@tochigi-sanpai.or.jp)

\*メール件名に「メール配信希望、会社名」を入力

\*本文に ①会社名、②担当者、役職名、③電話番号、④送信先のメールアドレスを入力  
何かご不明な点がございましたら、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

## 【協会の皆様へ】 一 許可証の変更等について一

協会の皆様から御提出いただいた許可証を基に会員名簿を作成し情報管理を行っております。この情報を基に、排出事業者等からのお問い合わせがあった際には、住所や該当品目等に応じた会員の紹介を行っております。最新情報を正確に提供させていただくためにも、許可証等会員企業情報に変更があった際には変更届を送付いたしますので、当協会まで御連絡ください。

氏名（法人にあっては名称又は代表者の氏名）又は住所もしくは事業所又は事業場の所在地を変更したとき（TEL 又は FAX 番号の変更も含む）

廃棄物処理法に基づく許可を追加取得、又は変更（許可証の写しを添付）及び廃止したとき

## 一 編集後記 一

2月4日は立春、暦の上では春がやってくるはずですが、1月中旬以降、日本海側では相次いで「顕著な大雪に関する気象情報」が発表され、記録的な大雪になっています。屋根からの落雪の下敷きになったり、除雪中に流雪溝に流されたり、お亡くなりになる方も多く心が痛みます。

この最強寒波はしばらく続く予報です。栃木県に雪の被害は発生していませんが、ほぼ前期高齢者の私は、温かい部屋から寒いトイレや風呂場へ移動する時のヒートショックに気を付けます。

## 一 事務局だより 一

☆ 1月6日（火）

栃木県建設産業団体連合会賀詞交歓会が、宇都宮市のベルヴィ宇都宮において開催され、神山副会長が出席しました。

☆ 1月13日（火）

三役会が、栃木県立美術館普及分館において開催され、菊池会長、山口・神山・加藤副会長、湯澤専務理事、野中常務理事兼事務局長が出席し、次回理事会等について協議しました。

新年の挨拶のため、菊池会長、山口・神山・山本・加藤副会長、湯澤専務理事、野中常務理事兼事務局長、若月理事、佐久間理事が栃木県環境森林部及び宇都宮市環境部に伺いました。

☆ 1月15日（木）

（公社）全国産業資源循環連合会理事会が、東京都港区の明治記念館において開催され、菊池会長が出席しました。

（公社）全国産業資源循環連合会賀詞交歓会が、東京都港区の明治記念館において開催され、菊池会長、山口・神山・山本・加藤副会長、野中常務理事兼事務局長が出席しました。

☆ 1月21日（水）

（一社）栃木県建築士事務所協会創立70周年記念式典等・基調講演、祝賀会が、宇都宮市のホテル東日本において開催され、神山副会長が出席しました。